

令和 6 年度 朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会総会 次第

日 時 令和 6 年 7 月 6 日(土)

13 時 20 分～13 時 50 分

場 所 アミューズメント佐渡 はまなすホール

1. 開会

2. 議長選出

3. 成立宣言及び議事録署名人の選出

4. 議 事

第 1 号議案 令和 5 年度事業・決算報告及び監査報告について

第 2 号議案 令和 6 年度事業計画案および予算案について

第 3 号議案 協議会規約の改正および役員の選任について

5. その他

6. 閉会

令和5年度 朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会 事業実績

実施月日	内容
○協議会運営等	
4月28日、6月15日	朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会役員会
7月16日	朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会総会
○生きものを育む農法推進、生物多様性周知活動	
6月11日、8月6日	佐渡生きもの調査の日
7月16日	朱鷺と暮らす郷づくり推進フォーラム「実践研修！生きもの調査」
9月12日、3月8日	東京都世田谷区立 明正小学校にて朱鷺認証米の食育事業を実施
11月18日・19日	第6回生物の多様性を育む農業国際会議(ICEBA 6ht) 役員登壇、ポスター展示
随時	視察、講師依頼等にてPR
○佐渡Kids生きもの調査隊活動との連携【実施主体:(一社) 佐渡生きもの語り研究所】	
5月13日	田んぼアート 田植えイベントにてKids・コープ参加者が生きもの調査を実施
10月8日	田んぼアート 稲刈りイベントにてKids・コープ参加者が生きもの調査を実施
○第7回 朱鷺と暮らす郷 田んぼアート	
5月15日	田植えイベント(参加者 約100名)
10月2日	稲刈りイベント(参加者 約100名)
6月1日～10月9日	来訪者カウンター設置 期間中来訪者合計 6,553名
○その他	
随時	役員打合せにて、朱鷺と暮らす郷づくり認証制度 改正案を検討

令和5年度 朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会 決算

単位:円

収入				
項目	本年度 予算額	本年度 決算額	増減	備考
繰越金	1,412,145	1,412,145	0	前年度繰越金
負担金	2,500,000	1,000,000	▲ 1,500,000	佐渡市負担金 100万円
その他収入	855	49,151	48,296	貯金利息等
計	3,913,000	2,461,296	▲ 1,451,704	

単位:円

支出				
項目	本年度 予算額	本年度 決算額	増減	備考
報償費	816,000	95,000	▲ 721,000	フォーラム講師謝礼（交通費込み）、役員会等謝礼、 田んぼアート協力謝礼 等
旅費	250,000	112,930	▲ 137,070	田んぼアートデザイン作成者招待旅費
需用費	657,000	65,200	▲ 591,800	田んぼアート、イベント等消耗品費
役務費	170,000	64,710	▲ 105,290	会議案内など郵送料、振込手数料 等
委託料	2,000,000	898,700	▲ 1,101,300	田んぼアート測量委託、看板デザイン委託、看板設置委 託 等
使用料及び 賃借料	10,000	0	▲ 10,000	イベントブース料
負担金	10,000	0	▲ 10,000	イベント参加負担金
計	3,913,000	1,236,540	▲ 2,676,460	

収入 2,461,296円 － 支出 1,236,540円 ＝ 1,224,756円 ※次年度へ繰越

令和6年度 朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会 事業計画

実施月日	内容
○協議会運営等	
随時	朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会役員会(年4回程度)
7月6日	朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会総会
6月9日 8月4日	佐渡生きもの調査の日
○生きものを育む農法推進、生物多様性周知活動	
7月6日、2月	朱鷺と暮らす郷づくり推進フォーラム
随時	イベント等におけるブース出展および販売を通じたPR等の実施
随時	認証米給食導入学校に対する食育授業の実施
○佐渡Kids生きもの調査隊活動との連携【実施主体:(一社)佐渡生きもの語り研究所】	
5月11日	田んぼアート 田植えイベントにてKids・コープ参加者が生きもの調査を実施
10月	田んぼアート 稲刈りイベントにてKids・コープ参加者が生きもの調査を実施
○第8回 朱鷺と暮らす郷 田んぼアート	
5月11日	田んぼアート 田植えイベント
5～10月	田んぼアート 経過情報発信
10月	田んぼアート 稲刈りイベント
○その他	
随時	役員打合せにて、朱鷺と暮らす郷づくり認証制度 改正案を検討

令和6年度 朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会 予算

単位:円

収入				
項目	前年度 予算額	本年度 予算額	増減	備考
繰越金	1,412,145	1,224,756	▲ 187,389	前年度繰越金
負担金	2,500,000	1,200,000	▲ 1,300,000	佐渡市負担金 120万円
その他収入	855	244	▲ 611	貯金利息等
計	3,913,000	2,425,000	▲ 1,488,000	

単位:円

支出				
項目	前年度 予算額	本年度 予算額	増減	備考
報償費	816,000	830,000	14,000	推進フォーラム講師謝礼 600,000円 役員会等謝礼 150,000円 田んぼアート協力謝礼 80,000円
旅費	250,000	150,000	▲ 100,000	販売等イベント参加旅費等 150,000円
需用費	657,000	145,000	▲ 512,000	イベント等消耗品費、印刷製本費 145,000円
役務費	170,000	90,000	▲ 80,000	郵送料 70,000円 振込手数料等 20,000円
委託料	2,000,000	1,200,000	▲ 800,000	田んぼアート測量、看板作成及び設置等 1,200,000円
使用料及び 賃借料	10,000	10,000	0	イベントブース料
負担金	10,000	0	▲ 10,000	
計	3,913,000	2,425,000	▲ 1,488,000	

令和 6 年 6 月 20 日

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会
会 長 磯部 健一郎 様

監 事

仲川 純子
新藤 真一郎

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会会計 令和 5 年度監査報告書

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会規約第 25 条第 2 項に基づき、令和 5 年度朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会決算書及びその他書類等について監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査実施日及び対象期間

実施日 令和 6 年 6 月 20 日 (木)
対象期間 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 4 月 10 日

2. 監査資料

年度事業実績書、収支計算書(決算書)、預金通帳

3. 監査所見

適正に処理されている事を確認しました。

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会規約の改正について

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会規約第 17 条第 3 号の規定により、規約等の下記改正案について承認を求めます。

記

1 関係機関の組織改編等に伴う規約の改正

条項	現規約	改正案
(協議会の会員) 第 5 条	協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1)佐渡農業協同組合 (2)羽茂農業協同組合 (3)佐渡地域振興局農林水産振興部 (4)佐渡市農業委員会 (5)佐渡農業協同組合水稻部会 (6)羽茂農業協同組合特別栽培米生産者部会 (7)佐渡市 (8)佐渡トキの田んぼを守る会 (9)NPO法人トキどき応援団 (10)(社)佐渡生きもの語り研究所 (11)朱鷺と暮らす郷づくり認証制度申請者	協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1) 佐渡農業協同組合 <u>(削除)</u> (2) 佐渡地域振興局農林水産振興部 <u>(削除)</u> (3)佐渡農業協同組合水稻部会 <u>(削除)</u> (4)佐渡市 <u>(削除)</u> (5)NPO法人トキどき応援団 (6)(社)佐渡生きもの語り研究所 (7)朱鷺と暮らす郷づくり認証制度申請者

1 事務局の事務取扱整合に伴う規約の改正

条項	現規約	改正案
(業務の執行) 第 21 号	協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、会計処理規程によるものとする。	協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、会計処理規程 <u>および佐渡市任意団体の会計事務取扱規定(平成 28 年佐渡市訓令第 9 号)</u> によるものとする。

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会規約

平成20年 5 月15日 制定
平成21年 4 月 1 日 一部改正
平成22年 4 月 1 日 一部改正
平成23年 4 月 1 日 一部改正
平成24年 4 月 1 日 一部改正
平成25年 4 月 1 日 一部改正
平成26年 6 月29日 一部改正
平成29年 7 月 2 日 一部改正
平成31年 1 月23日 一部改正
令和 2 年 5 月22日 一部改正
令和 4 年 7 月 3 日 一部改正
令和 6 年 月 日 一部改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(区域)

第 2 条 協議会の区域は、佐渡市とする。

(目的)

第 3 条 協議会は、朱鷺と暮らす郷づくり認証制度（以下「認証」という。）発足に伴い、朱鷺と暮らす郷づくり認証米（以下「認証米」という。）の生産性と品質を高めること及び、生きものを育む農法の推進による佐渡地域における生物多様性を保全することにより、朱鷺と暮らす郷づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 作付、栽培に関する計画と実施状況確認に関すること。
- (2) 栽培技術向上研修会等の開催に関すること。
- (3) 認証米栽培者及び作付面積の拡大と認証普及に関すること。
- (4) 生きものを育む農法の周知と生物多様性保全の推進に関すること。
- (5) 関係機関からの交付金等による事業に関すること。
- (6) その他協議会の目的達成に必要となる事業に関すること。

2 協議会は、前項の各号に規定する業務の一部を当該協議会以外の者に委託して実施することができる。

第 2 章 会員等

(協議会の会員)

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 佐渡農業協同組合
- (2) 佐渡地域振興局農林水産振興部

- (3) 佐渡農業協同組合水稻部会
- (4) 佐渡市
- (5) NPO法人トキどき応援団
- (6) (社)佐渡生きもの語り研究所
- (7) 朱鷺と暮らす郷づくり認証制度申請者

2 前項の会員のほか、会員の推薦に基づき、総会の承認を得た者を会員とすることができる。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に役員を置く。

- 2 役員は、会員の中から12人以内を選任する。
- 3 第5条第1項第1号から第6号までの者は、前項の役員に充てる。
- 4 前項の役員のほか、会員は第5条第1項第7号の会員の中から総会において役員を選任することができる。

(会長等の選任及び職務)

第8条 役員のうちから会長1名、副会長1名及び監事2名を選任する。

- 2 会長、副会長及び監事は役員で互選し、総会の承認により決定する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員会)

第9条 第7条第1項の役員をもって役員会を組織する。

- 2 会長は、必要に応じて役員会を招集し、掌理する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、役員会において国又は県の関係機関その他の役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会の協議事項)

第10条 役員会は、協議会の業務を円滑に行うため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他役員会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて、それぞれ役員会で協議する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第12条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第13条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 総会

(総会の種別等)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長が当たる。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第6項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに書面をもって会員に通知しなければならない。

3 協議会は、必要があると認めたときは、国又は県の関係機関その他の会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会の議決方法等)

第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会員として総会の議決に加わることはできない。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第16条第1項及び第3項の規定の適用については、第1項の規定により議決権行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は、次条第1項の事務局（以下単に「事務局」という。）に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第20条 協議会の業務を執行するため、佐渡市千種232に事務局を置く。

- 2 協議会に、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、佐渡市農林水産部農業政策課長が当たる。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括及び処理する。

(業務の執行)

第21条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、会計処理規程および佐渡市任意団体の会計事務取扱規定（平成28年佐渡市訓令第9号）によるものとする。

第6章 会計

(事業年度)

第22条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 出納閉鎖を翌年度5月末とすることができる。

(資金)

第23条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 関係機関からの交付金

- (2) 協議会員からの負担金
- (3) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第24条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。但し会長が認めた場合はこの限りではない。

(監査等)

第25条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。ただし、下記に代えて協議会の実態に沿った書類を作成することができる

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

第7章 協議会の文書取扱

(文書の発行名義人)

第26条 文書の発行名義人は、会長、監事及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りでない。

(文書の施行)

第27条 文書の施行に当たっては、当該文書の発行名義人の印を押印するものとする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りでない。

第8章 協議会の解散及び残余財産の処分

(解散時の地位の継承)

第28条 万一本協議会が解散する際には、事前に総会で地位の継承者を決定するものとする。

(債務の弁済)

第29条 第4条に定める事業が終了した際及び協議会が解散する際には、協議会の収支は総会で決定する。

2 債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては返還するものとする。

3 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第30条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、役員会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 1 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 月 日から施行する。

資料4

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会の会員名簿および役員選任について

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会会員名簿

会 員 名	備 考
佐渡農業協同組合	
佐渡地域振興局農林水産振興部	
佐渡農業協同組合水稻部会	
佐渡市	
NPO 法人トキどき応援団	
(一社)佐渡生きものの語り研究所	
朱鷺と暮らす郷づくり認証制度申請者	

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会役員名簿

役 職 名	氏 名	団 体 名・役 職 等	備考
会 長	磯部 健一郎	佐渡農業協同組合・部長	
副 会 長	大 井 克 巳	(一社)佐渡生きものの語り研究所・理事長	
		佐渡地域振興局農林水産振興部	
		佐渡農業協同組合水稻部会	
		佐渡市	
監 事	仲 川 純 子	NPO 法人トキどき応援団	
監 事	齋藤 真一郎	朱鷺と暮らす郷づくり認証制度申請者	
	佐々木 邦基	朱鷺と暮らす郷づくり認証制度申請者	